

◎四十六番（古市三久君） 県民連合の古市三久です。会派を代表して質問をいたします。

二月補正予算における緊急水災害対策について。

台風第十九号等の豪雨で福島県各地で堤防の氾濫が起こり、住宅や農地が甚大な被害を被りました。県民は、河川の修復や農業の復興など、春の作付と雨期に向けて万全な対策を求めています。特に河川災害の復旧は急務です。

そこで、県は台風第十九号等による災害を踏まえ、二月補正予算によりどのような治水対策に取り組むのかお尋ねいたします。

次に、汚染水の問題です。

東日本大震災から間もなく十年目を迎えます。福島第一原発の深刻な事態は改善されていません。

凍土壁は二〇一八年三月に完成しました。依然として凍土壁による止水はできていません。凍土壁に頼ることなく、建屋の地下を完全に遮蔽して地下水の流入をなくす方式を採用すべきです。

高濃度汚染水は、既に総量で百二十万トンとなりました。東電は、多核種除去装置ALPSで浄化すれば、水との分離が難しいトリチウム以外のセシウムやストロンチウムなど大方の放射性物質は除去できると説明をしてきました。

二〇一八年十月になって東電は、タンクに保管する汚染水の八割は浄化が不十分で、トリチウム以外の放射性物質が法令基準を超えて残留していたとする調査結果を明らかにしました。

東京電力や政府、原子力規制委員会は、改めて処理してから海洋投棄をすればよいとされていますが、しかし県漁連だけでなく全漁連も海洋放出反対を明確にしています。

東電福島第一原発の汚染処理水の処分について、政府の小委員会は一月三十一日、海洋放出と大気放出の二案の報告書を了承しました。しかし、タンク保管は困難性を確認しているだけで、否定しているわけではありません。処分開始の時期や処分期間、具体的な風評被害対策は、政府に委ねています。

多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会の報告書二十三ページにある処分の開始時期と風評への影響には、「処分時の売上高等の落ち幅は後者のほうが大きくなると思われるが、後者のほうが事業者の体力が回復しており、風評による影響に耐えうる事が期待される」とあります。復興により体力が回復しているので、風評被害には負けないと言っています。負けないほど体力が回復をしたのか、地元の事業者がなぜ耐えなければいけないのか、本末転倒です。

第一原発の汚染水タンクの中身は、ALPS処理水とストロンチウム処理水になっています。トリチウム水とはALPS処理水であり、全体の九〇%以上を占めています。

政府と東電は、放射性物質のトリチウムなどを含んだ処理水をトリチウム水と称して海洋放出への合意を得ようとしてきました。基準を大きく超える放射性多核種汚染水をトリチウム水と偽って環境放出することになります。

建設予定のタンクの容量百三十七万トンに達する二〇二二年までまだ二年の余裕があり、さらに数年分のタンクを増設する余地は十分にあります。恒久貯蔵タンクの建設も不可能ではありません。

福島県は、県民の安全と安心を担保するために拙速に海洋放出を認めるべきではありません。

そこで、十三点伺います。

- 一、福島第一原発で汚染水が発生する原因についてお尋ねします。
- 二、凍土遮水壁は汚染水の発生抑止にどの程度の効果があるのかお尋ねします。
- 三、福島第一原発のタンクに貯蔵されている処理水をトリチウム水と呼称しているが、どのような処理水がどのくらいの割合で貯蔵されているのかお尋ねします。
- 四、多核種除去設備で浄化した処理水とはどのようなもので、何トン貯蔵されているのかお尋ねします。
- 五、多核種除去設備で浄化する前のストロンチウム処理水はどのようなもので、何トン貯蔵され、多核種除去設備で放射性物質の除去が可能なのかお尋ねします。
- 六、多核種除去設備で浄化した処理水にはトリチウム以外に告示濃度の数倍から二万倍の放射性物質が残存していると言われていたが、どのような放射性物質が残存し、これらを含む処理水は何トン貯蔵されているのかお尋ねします。
- 七、汚染水の発生を抑止しなければ廃炉は完了しないことから、建屋全体をコンクリートで覆うなど新たな対策を実施し、地下水や雨水の流入を遮断すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。
- 八、福島第一原発のタンクに貯蔵されている処理水に含まれるトリチウムの量と年間の発生量についてお尋ねします。
- 九、福島第一原発のトリチウムを事故前の放出管理目標値で放出した場合、何年かかるのかお尋ねします。
- 十、処理水に含まれている主要七核種以外の放射性物質はどのようなものがあり、それらは多核種除去設備で除去が可能なのかお尋ねします。
- 十一、トリチウムを含む処理水の取扱いについて、海洋放出に反対という

県漁連の立場を踏まえ、タンクを増設し、貯蔵を継続するよう国及び東京電力に求めるべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

十二、トリチウムを含む処理水の対応方針を検討するに当たり、県は幅広い関係者の意見を丁寧に聞きながら検討すべきと言っているが、関係者とは誰を指すのかお尋ねします。

十三、トリチウムを含む処理水の対応方針を検討するに当たり、公聴会の開催を国に求めるべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

汚染水の海洋放出について知事にお尋ねします。

福島第一の処理水の処分方法について、茨城県の大井川知事は「結論ありき」と批判しています。「茨城県としては、より影響の出ない方法がないか、さらに検討を強く期待する」とも述べています。最近では、国の担当者との面会して「白紙で検討を」と申し入れています。

そこで、茨城県知事はトリチウムを含む処理水の海洋放出に反対しているが、本県も茨城県と連携して海洋放出に反対すべきと思うが、知事の考えをお尋ねします。

使用済燃料についてです。

青森県の間貯蔵施設は、つい最近完成しました。福島第二原発の使用済核燃料千百トンの搬入先はむつ市の間貯蔵施設と明記させるべきです。時期については、搬入が可能になった時点とすべきです。

原発から出る使用済核燃料に対して立地自治体は独自の課税を行っていますが、むつ市が市内の使用済核燃料中間貯蔵施設に搬入される同燃料への独自の課税を検討しています。本県も検討すべきと考えます。

そこで、二点お尋ねします。

一、県内原発の使用済燃料は速やかに青森県の間貯蔵施設へ搬出すべきであり、文書に明記するよう東京電力に求めるべきと思うが、県の考えを

お尋ねします。

二、県内原発の使用済燃料に課税すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

廃炉についてです。

廃炉は、ますます困難さが浮き彫りになっています。機器も強い放射線で被曝して故障するなど、廃炉工程表、中長期ロードマップは五回目の改定を余儀なくされ、信頼性を損なっています。

福島第一原発は、溶融デブリの取り出しを目指していますが、被曝労働と死の灰の拡散が懸念されます。環境汚染が発生しないように、遮蔽して半永久的に隔離保管すべきです。

過去に燃料デブリの取り出しの方法の選択肢として石棺方式が検討対象となりましたが、反対されています。これも廃炉の困難性を浮き彫りにしたものです。現在の政府、東電の姿勢は、長期の実現可能な計画を提示する姿勢に欠けていると言わなければなりません。

福島第二原発四基の廃炉は、核燃料を取り出した後の原子炉等を解体する必要性は乏しいと思います。解体は、高い費用と無用に放射性物質を拡散することになり、県民の負担を増すばかりです。

解体による放射性廃棄物は五万トン超とされ、汚染の程度が低いものは再利用するしていますが、大半は再利用できず、埋設などの処分が必要なものとなります。放射能を含んでしまった鋼鉄等を分散させる危険性の問題もあります。これらは解体することなく残すべきです。

現在東京電力が事故の後始末をしていますが、後始末の優先事項は、放射性物質の環境への放出を最小限にする、被曝労働量を最小にする、国民負担を増やさないということだと思います。

これらを実現するためには、民間会社である東電から後始末の作業を解放

することです。利益を生まないハイリスクな事故処理には耐えられないことは、五度にわたるロードマップの改定が示しています。

イギリスは、国営で実施しています。日本は、これから原発の後始末の時代に入ります。後始末は、安全性を最優先した国営で福島から始めるべきです。

そこで、五点お尋ねいたします。

一、福島第一原発は放射性物質が漏えいしないよう石棺方式により半永久的に管理すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

二つ目は、知事にお尋ねします。

廃炉の最終形について、ロードマップ策定時は原子炉の解体が明記されてきました。今は明記されておらず、東電はいろいろな意見があると説明しています。処理水小委員会は、汚染水の処理を廃炉が終了するまでは完了しなければならぬと説明しています。しかし、廃炉の最終形の姿は決定していないし、ロードマップのもたつきに見られるように、廃炉が三十年から四十年で終了するとはとても思えません。

そこで、福島第一原発の廃炉終了の姿はどのようになると考えているのか、知事の考えをお尋ねします。

三、福島第一原発の廃炉に要する期間について三十年から四十年と示されているが、本当に可能と思うか、県の考えをお尋ねします。

四、福島第二原発は使用済燃料を県外搬出し、建屋等は放射能が減衰するまで解体せず残すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

五、原子力発電所の廃炉について、事業者任せにせず、国有の会社を設立し、一元的に行うよう国に求めるべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

除去土壌の再生利用についてです。

除染により発生した土壌は、県民には三十年後に県外の最終処分場に搬出

すると説明していました。もう一方で、再生利用という名の処分を福島を含めた全国で実施しようとしています。

除染は、住民の被曝を低減するという目的のために実施されたはずですが、除染によって生じた除去土壌を処分の一環として再生利用することは、巨額の費用を投じた除染事業の目的から逸脱しているとも言えます。

原子炉等規制法にある従来のクリアランスレベルは百ベクレルパーキログラムです。利用が想定されている除去土壌は、セシウムについて八千ベクレルパーキログラム以下の放射能濃度です。このレベルの廃棄物は、低レベル放射性廃棄物としてトレンチ処分されます。これはダブルスタンダードと言わなければなりません。

除染土の再生利用と埋立処分の実証事業は、そのまま事実上の最終処分となりかねません。

そこで、九点お尋ねします。

一、原子力災害の被災県として除去土壌の再生利用は受け入れるべきではないと思うが、県の考えをお尋ねします。

二、放射性物質汚染対処特別措置法には再生利用の規定がないことから、法改正が必要と思うが、県の考えをお尋ねします。

三、原子炉等規制法に基づくクリアランス基準と除去土壌を再生利用する基準が異なることはダブルスタンダードと思うが、県の考えをお尋ねします。

四、除去土壌は再生利用を行うのではなく、低レベル放射性廃棄物に準じて処分すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

五、除去土壌の再生利用について、法的拘束力がない再生利用の手引で規定すべきではないと思うが、県の考えをお尋ねします。

六、国は除去土壌の再生利用は処分の一形態として認められるとしている

が、県の考えをお尋ねします。

七、除去土壌を処理した再生資材は国から有償で利用者に譲渡されるのかお尋ねします。

八、除去土壌の再生利用が進めば、県内はもとより、国土全体が実質的な最終処分場になると思うが、県の考えをお尋ねします。

九、除去土壌の再生利用に関する公聴会の開催を国に求めるべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

県民健康調査についてです。

県内全ての十八歳以下の子供約三十八万人を対象に実施してきた甲状腺検査でこれまで悪性もしくは悪性疑いが判明したものは二百四十八人になりました。子供の場合、がんと診断されるのはデメリットがあるという理由で超音波検査を縮小しようとする声もありますが、この検査は保護者などの同意がないと実施していません。

先日医大の鈴木真一先生は「手術した子供の腫瘍の進行については、手術までに何回もエコー検査をしているが、小さくなるケースはなく、時間とともに徐々に大きくなっている」と証言しています。また、「福島県の場合、放射線被曝による空間線量が高く、健康影響へのリスクファクターがある」とも述べています。

原発事故後に国が甲状腺の被曝線量を実測したのは千八十人にすぎず、大部分の子供たちは被曝線量が分かっています。これからも調査は継続して、子供の健康を見守ることが県の役割だと思います。

そこで、四点お尋ねします。

一、甲状腺検査サポート事業対象者の医療機関の窓口での負担をなくすべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

二、子ども医療費無償化の対象ではなくなった甲状腺検査サポート事業の

対象者に対する事業の周知をどのように行っていくのかお尋ねします。

三、甲状腺検査評価部会の中で出された甲状腺検査に関する県民の意識調査が必要という意見について、どのように検討していくのか、県の考えをお尋ねします。

四、甲状腺検査の学校検査を継続していくべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

放射線副読本についてです。

改訂前の放射線副読本は、福島第一原発事故をチェルノブイリと同じレベル七と記載していました。改訂後は、放出された放射性物質量は七分の一と、規模の小さい事故として扱われています。

I A E A が国連の機関と合同で一九八六年四月段階でまとめた報告書によると、チェルノブイリで放出された放射性物質は一万三千六百五十ペタベクレルとなっています。福島第一原発から放出された放射性物質は、旧原子力安全・保安院の推計値では一万千三百四十ペタベクレルです。

そこで、お尋ねします。

文部科学省の作成した放射線副読本に福島第一原子力発電所事故で放出された放射性物質の量はチェルノブイリ原子力発電所事故の約七分の一であると記載されていることについて、県教育委員会はどのように認識しているのかお尋ねします。

次に、台風第十九号等による災害についてです。

このたびの水害を契機に改めて昭和五十九年に元平市議会議員、郷土研究家でもあった志賀伝吉氏の著した「夏井川」を読んでみました。志賀伝吉氏は、端書きに「夏井川は一旦怒れば人命、財産を一のみにする恐ろしい川であるが、喜びも悲しみも分かち合ってきた母なる川であり、また聖なる川であった」と記しています。

さらに、夏井川が現在ののような連続堤を築造したのは昭和七年から、この時期から二級河川として改修を進めてきたが、河川敷内の私有地を買収しなかつたため、松林、杉林ができ、河川敷地は荒れ放題と記しています。志賀氏は「公共の利益のためには、直ちに監督官庁は行政命令で伐採すべきである」と警鐘を乱打していました。

台風第十九号は、先人が指摘していたことが如実に現れた災害ということになりました。氾濫原因は、河川整備計画が不十分だったのか、その実施が不十分だったのか、雨が想定外だったのか、堤防が弱かったのか、そのあたりだと思います。

近年、台風、集中豪雨が多発しています。治水対策等のインフラ整備もこれまでの方針では不十分だったことが今回の災害で明らかになりました。整備計画は、時間軸が長く、県民の安心には程遠い内容との指摘もあります。

これまでのように単年度の公共事業や災害時に復旧工事を実施するだけではなく、五年あるいは十年程度の中長期的な実効性のある維持管理整備計画を策定して河川管理を強化すべきと思います。

そこで、十三点お尋ねします。

一、台風第十九号等による河川の被災原因についてお尋ねします。

二、県管理河川の堤防の高さを点検していたのかどうかお尋ねします。

三、県管理河川の堤防の内部を調査し、今後の整備に生かしていくべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

四、河川ごとに河道掘削や樹木の除去に関する維持管理の実施計画を策定すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

五、台風第十九号等の被害を踏まえ、中長期的な計画である河川整備計画を実効性の高い計画に見直すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

六、夏井川の河口閉塞と堤防決壊の因果関係についてお尋ねします。

七、いわき市内を流れる県管理河川の河道掘削と樹木の除去を実施すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

八、越水した新川の堤防の内部や高さを調査すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

九、好間川と支川である渋井川の合流部の対策についてお尋ねします。

十、好間川と支川である金子沢の合流部における浸水被害の原因と対策についてお尋ねします。

十一、高柴ダムの貯水とその上流における鮫川の堤防決壊の因果関係についてお尋ねします。

十二、台風第十九号等による災害を踏まえ、浸水被害の軽減に向け、市町村とどのように連携していくのかお尋ねします。

十三、県教育委員会は台風による災害等に備え、公立小中学校の通学路の安全確保にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

森林の適正な管理についてです。

民有林を対象とした森林経営管理法に続いて、昨年国有林野管理経営法改正案が成立しました。どちらも森林の管理を民間企業に開放するもので、公共的な利益から経済性の追求に転換するものとも指摘されています。

これまでは災害の防止を目的とした間伐に重点が置かれていましたが、これからは大量の木材を供給する主伐、皆伐が主軸になります。災害に対して今以上に脆弱な森林をつくることにならないのかとの疑問の声も出ています。

国道二百八十九号線は、台風第十九号による大規模な土砂崩落により長期間通行止めになりました。これが二度目の災害です。原因は国有林の大規模な伐採ではないかとの地元の声も出ています。国有林野の法改正によつ

てこうした災害が多発することも予想されます。

そこで、五点お尋ねします。

一、森林経営管理法の施行により無秩序な森林の伐採が進むことはないのか、県の考えをお尋ねします。

二、森林経営管理法に基づく森林の経営管理において、再造林はどのように行われるのかお尋ねします。

三、国有林野管理経営法で規定する樹木採取区における保護樹帯の伐採の規制についてお尋ねします。

四、国有林野管理経営法で規定される樹木採取区における再造林の確実な実施についてお尋ねします。

五、県民の安全・安心を確保するため、国有林の大区画伐採を実施しないよう国に求めるべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

種苗法についてです。

現行法で農家に原則認められてきた自家増殖の権利が著しく制限され、許諾手続、費用、種子は毎年購入しなければならないなど、農家にとって新たに負担が発生することになります。これは、農家の経営を圧迫して地域の農業の衰退を招きかねません。

日本国内で開発された品種の海外への流出防止のためであることを強調していますが、無断増殖を全て防ぐことは困難であり、有効な対策は海外での品種登録を行うことと農水省も認めています。在来種は育成者権の対象外としていますが、一般品種が登録される可能性も否定できません。

そこで、二点お尋ねします。

一、種苗法の改正により自家増殖が制限され、農業者の利益が損なわれると思うが、県の考えをお尋ねします。

二、農業者が種苗を自家増殖できなくなれば在来種を保存できなくなると

思うが、県の考えをお尋ねします。

次に、漁業法についてです。

漁業法は、沿岸漁民を第一とする優先順位を定めて漁業権を割り振ることにしてきました。このたびの法改正により、優先順位を廃止して誰でも漁業権を得られるように緩和しました。その漁業権や指定漁業を許可するのが知事であり、海区漁業調整委員会の委員も知事の任命となります。

共同体に依拠した資源管理システムとして世界の資源学者から高く評価されている仕組みが崩壊し、漁業後継者の減少が著しい中でさらに拍車をかけることにならないのか懸念されます。

そこで、二点お尋ねします。

一、漁業法の改正により県が漁業権を付与する際の優先順位の規定が廃止されるが、本県沿岸漁業に与える影響について、県の考えをお尋ねします。

二、海区漁業調整委員会の漁業者委員の選任が公選制から知事の任命制に変わることによって漁業者の考えが反映できるのか、県の考えをお尋ねします。

日米貿易協定についてです。

日本の総輸入額およそ八十三・七兆円のうち、農産物は六・六兆円、そのうちの約一・五兆円をアメリカから輸入しています。日本の米消費量の全てをアメリカからの輸入で賄うとしても約三千億円にしかありません。膨大な貿易黒字六・五兆円と比べたらほんの僅かです。

対米貿易黒字を農産物の輸入によって解消することはありません。自由貿易協定は、農業者の意欲をそぐものであり、今後想像もつかないほど農業後継者が激減することが懸念されます。

そこで、お尋ねします。

県は、日米貿易協定による本県農業と牛肉及び豚肉への影響額をどのよう

に試算しているのかお尋ねします。

次に、検疫探知犬についてです。

豚熱の感染源について、農水省は「加熱が不十分な豚肉製品を観光客が持ち込み、それが捨てられて野生イノシシが食べたことが感染ルートとして考えられる」との見方を示しています。

家畜伝染病予防法では、十分に加熱されていない豚肉食品の日本国内への持ち込みを禁じていますが、封じ込める体制はなく、税関などをすり抜けてしまうのが実情と言われています。

主要空港等では、持ち込み禁止食物の探知には検疫探知犬が活躍しています。ところが、全国にたった四十頭しかおらず、絶対的に数が少なく、羽田空港でも五頭のみです。地方空港や港湾には常駐していないところがほとんどです。侵入を防ぐには程遠い実態にあると言わなければなりません。日本の水際対策は、まず検疫犬の数を大幅に増やし、本県の空港、港に配置すべきと思います。

そこで、お尋ねします。

豚熱の侵入防止の観点から、県内の空港や港に検疫探知犬を配置すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

復興についてです。

福島十二市町村の将来に関する有識者検討会提言には、国際研究産業都市イノベーション・コーストの形成過程では、移り住んでくる住民を受け入れることにより、震災前の人口見通しを上回る可能性がある」と述べています。

イノベーション・コースト構想は、廃炉産業の集積と新技術の確立により浜通りに新たな産業の基軸として、それによって新たに移り住む人、帰還する人の雇用を確保し、新たなまちづくりをスタートさせると読み取れま

す。

そこで、二点お尋ねします。

一、福島十二市町村の将来像の提言が示す人口見通しについて、県の考えをお尋ねします。

二、福島イノベーション・コースト構想は、廃炉関連産業の集積が最大の課題であると思うが、県は地元企業の参入も含めてどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

次に、福島ロボットテストフィールドについてです。

ロボットテストフィールドの大水槽のひび割れと不等沈下について、有識者の報告は設計及び仕様書に基づいて施工したので問題はないとなっています。

厚さ二メートルのコンクリートが漏水する、その構造物が矢板の引き抜きで沈下した。釈然としません。再発防止のため原因を解明することが県の役割だと思えます。

今回の有識者の報告書は、設計施工の管理業務を行っている会社を作成しています。県は、公平性、透明性を担保するために第三者に依頼して原因の解明をすべきではなかったかと思えます。

そこで、二点お尋ねします。

一、県は福島ロボットテストフィールドの大水槽工事で発生したひび割れと傾きについて再発防止にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

二、福島ロボットテストフィールドの大水槽工事で発生したひび割れと傾きの検証について、発注者である県が学識者に調査を依頼すべきであったと思うが、県の考えをお尋ねします。

再生可能エネルギーについて。

県は、再生可能エネルギー先駆けの地として再生可能エネルギー設備の導

入を推進しています。原発事故により低下した福島県の競争力を強化するためには、研究開発の裾野を広げることが重要です。そのためには、研究開発事業の入り口規制を撤廃するなど多様な県民、事業者が参入できる仕組みにすべきです。

そこで、四点お尋ねします。

一、県は地中熱ヒートポンプ普及に向け、導入コストの削減にどのように取り組んでいくのかお尋ねします。

二、再生可能エネルギー関連研究開発事業の補助金申請に際して、公平性の観点から研究機関の承認を受付条件とすべきではないと思うが、県の考えをお尋ねします。

三、再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業のこれまでの補助金額と成果についてお尋ねします。

四、エネルギー・エージェンシーふくしまのこれまでの取組と成果についてお尋ねします。

保育所等の食材料費無償化についてです。

昨年十月、保育所等の無償化がスタートしました。本県は、日本一安心して子供を産み育てやすい県を目指しています。給食の主食費を無償にすべきと思います。

そこで、お尋ねします。

日本一安心して子供を産み育てやすい県であるというイメージアップを図るため、保育所等の食材料費の無償化を実施すべきと思うが、県の考えをお尋ねします。

県立高等学校の部活動についてです。

現在高等学校の統廃合が進められています。多様な教育機会の縮小、地域経済への影響など様々な懸念が指摘されています。しかし、生徒数の減少

による統廃合は部活動の種目も制約を受け、生徒の受皿がなくなると保護者の心配の声もあります。方部ごとに地域の実態を考慮しながら受皿を用意すべきと思います。

そこで、お尋ねします。

県立高等学校の生徒数の減少により活動が困難になる部活動について、県教育委員会の考えをお尋ねいたします。

最後に、新型コロナウイルスの対策として、昨日政府が発表した来月二日からの全国の小中高等学校等を臨時休校することに関して、県と県教育委員会の今後の対応について要望いたします。

このたびの臨時休校は、パンデミックを抑えるためには必要な措置としつつも、準備期間不足や合理性について疑問も呈されています。そして、多くの保護者の皆さんが困惑をしている声も聞こえます。

そして、対応は自治体に委ねられました。政府見解も朝令暮改との指摘もあります。県民、保護者の混乱、不安と教育、医療等の現場の混乱、不安が心配されます。

加えて、社会経済の不安、停滞も懸念されます。国民の経済負担を減らすために諸外国では大胆な財政出動を実施しています。我が国では百五十三億円です。こうした我が国の実態をしっかりと受け止めて、福島県は国に県民の負担の軽減に向けてしっかりと求めていただきたいと思います。

さらに、総合的な観点に立った県民不安の解消に向けて、県と県教育委員会の丁寧な県民への対応を強く求めて質問を終わります。御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。（拍手）

◎議長（太田光秋君）執行部の答弁を求めます。

（知事内堀雅雄君登壇）

◎知事（内堀雅雄君）古市議員の御質問にお答えいたします。

トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、国の小委員会において社会的影響を踏まえ、様々な観点から議論された検討結果が取りまとめられたところであり、今後は政府として小委員会の報告も踏まえた上で対応方針を決定するとされております。

県といたしましては、国及び東京電力に対し、小委員会の提言内容を踏まえ、引き続き幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら慎重に対応方針を検討するよう求めてまいります。

次に、福島第一原発の廃炉終了の姿についてであります。

私は、平成二十八年八月、原子力発電所周辺の十三市町村の首長の皆さんとともに経済産業大臣に対し、福島の復興再生、そして住民の帰還が着実に進む中、福島県の将来に向け、さらなる負担を強いることがないよう二つのことを申し入れました。

一つは、燃料デブリについては、世界の英知を結集し、安全かつ確実に取り出すこと、もう一つは、使用済燃料や燃料デブリなどの放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分することです。

この二点は、県民の強い思いであり、これまでも国及び東京電力に対し繰り返し求めてまいりました。今後ともその実現に向け、要請を継続してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長等から答弁をさせます。

（総務部長佐藤宏隆君登壇）

◎総務部長（佐藤宏隆君）お答えいたします。

県内原発の使用済燃料につきましては、県外に搬出することとなっております。課税につきましては慎重に判断すべきものと考えております。

（危機管理部長成田良洋君登壇）

◎危機管理部長（成田良洋君）お答えいたします。

汚染水の発生原因につきましては、燃料デブリを冷却するために注入した水が放射性物質に汚染され、この水と建屋に流入する雨水や地下水が混ざることにより発生をしております。

次に、凍土遮水壁につきましては、地下水バイパスやサブドレンによる地下水のくみ上げなどと併せて実施された対策であり、これら重層的な対策を行った結果、汚染水の発生は一日当たり約四百九十立方メートルから約百七十立方メートルに減少したとされております。

次に、タンクに貯蔵されている処理水につきましては、放射性物質を含む汚染水を多核種除去設備で浄化した、いわゆるALPS処理水が約九四%、多核種除去設備で浄化する前のいわゆるストロンチウム処理水が約六%の割合で貯蔵されております。

次に、ALPS処理水につきましては、トリチウムを除く六十二種類の放射性物質の濃度を低減した処理水のことであり、約百一十万トンが貯蔵されております。

次に、ストロンチウム処理水につきましては、セシウム吸着装置等でセシウムやストロンチウムの濃度を低減した処理水のことであり、約七万トンが貯蔵されております。

また、多核種除去設備でトリチウムを除く放射性物質を告示濃度未満まで低減することが可能とされております。

次に、ALPS処理水に残存する放射性物質につきましては、コバルト六〇、ストロンチウム九〇、セシウム一三四などのいわゆる主要七核種などがあり、告示濃度を超える処理水の貯蔵量は約七十八万トンとされております。

次に、汚染水の発生を抑止するための新たな対策につきましては、一般の

中長期ロードマップ改訂により、敷地舗装の拡大や一号機原子炉建屋への大型カバーの設置などにより、二〇二五年内には汚染水の発生量を一日当たり百立方メートル以下に抑制するとされたところであります。

次に、福島第一原発のタンクで貯蔵されているトリチウムの量につきましては、約八百六十兆ベクレルとされておりあります。

また、年間の発生量については、汚染水の発生量を一日当たり百五十立方メートル、トリチウム濃度を一リットル当たり百五万ベクレルとして計算した場合、約六十兆ベクレルとなります。

次に、福島第一原発のトリチウムを事故前の放出管理目標値で放出した場合の年数につきましては、汚染水発生量の低減や自然減衰も考慮し、約三十三年と推定されておりあります。

次に、処理水に含まれる主要七核種以外の放射性物質につきましては、炭素一四やテクネチウム九九などがあるとされ、多核種除去設備で告示濃度未満まで低減することが可能とされておりあります。

次に、トリチウムを含む処理水の取扱いにつきましては、小委員会の提言内容を踏まえ、引き続き幅広い関係者の意見を丁寧聞きながら慎重に検討するよう国及び東京電力に対し求めてまいります。

次に、対応方針を検討するに当たっての関係者につきましては、国及び東京電力の責任において、県内に限らず、広く意見を聞くべきものと考えております。

次に、公聴会の開催につきましては、国及び東京電力の責任において検討すべきものと考えております。

次に、県内原発の使用済燃料につきましては、県の基本的な考え方は県外への全量搬出であり、これは原発事故前から変わらない大前提であることから、引き続き県外搬出に向けた取組が国及び東京電力の責任において確

実に進められるよう強く求めてまいります。

次に、石棺方式につきましては、平成二十八年七月、知事から経済産業大臣に対し、避難区域の復興再生や地域住民の帰還に取り組む本県にとって到底容認できるものではないと申し入れたところであります。

県といたしましたは、使用済燃料や燃料デブリを含む放射性廃棄物については、原子力政策を推進してきた国の責任において処分方法の議論を進め、県外において適切に処分するよう引き続き求めてまいります。

次に、福島第一原発の廃炉に要する期間につきましては、国が定めた中長期ロードマップに定められており、廃炉に向けた取組が本ロードマップに沿って着実に実施されるよう、引き続き国及び東京電力に求めてまいります。

次に、福島第二原発の廃炉につきましては、東京電力では、使用済燃料は再処理事業者へ譲り渡し、建屋等は解体撤去することとしており、県といたしましては、安全かつ着実に進められるよう国及び東京電力に求めてまいります。

次に、廃炉に関する国有会社につきましては、原子力発電所の廃炉については、原子力政策を推進してきた国及び電力事業者の責任において進められるべきものと考えており、引き続き国及び東京電力に対し安全かつ着実な実施を求めてまいります。

（生活環境部長大島幸一君登壇）

◎生活環境部長（大島幸一君）お答えいたします。

除去土壌の再生利用につきましては、放射線の影響に関する安全性の確保はもとより、住民、自治体、さらには国民的な理解が極めて重要であることから、引き続き国に対して丁寧に対応するよう求めてまいります。

次に、再生利用に関する法改正につきましては、国では再生利用を放射性

物質汚染対処特別措置法に規定する処分の一形態と位置づけ、既存の同法施行規則の処分基準の中に再生利用を加えるための改正を行うこととしております。

次に、再生利用の基準につきましては、クリアランス基準が再生利用した製品の自由な流通のための基準であるのに対して、除去土壌の再生利用の基準は公共事業等に限定した利用などを前提とする基準であり、前提条件が異なっているものと考えております。

次に、除去土壌を低レベル放射性廃棄物に準じて処分することにつきましては、除去土壌等は国の責任において県外最終処分することが法律で定められており、技術開発の進捗状況等を踏まえ、今後処分方式等が検討されることとなっております。

次に、再生利用を手引で規定することにつきましては、現在国において再生利用に関する基準を定めるため、放射性物質汚染対処特別措置法施行規則の改正が進められており、手引については技術的な留意事項を示すものとして検討されております。

次に、再生利用を処分の一形態とすることにつきましては、国において法令等における位置づけが適切になされるものと考えております。

次に、再生資材の譲渡につきましては、国からは現時点において、再生資材の有償、無償については決まっていないと聞いております。

次に、除去土壌の再生利用により実質的な最終処分場となることにつきましては、国では八千ベクレル以下の除去土壌を公共事業等に限定して使用するなど再生利用と最終処分を区別しております。

次に、再生利用に関する公聴会の開催につきましては、これまで国において再生利用実証事業を実施するに当たって、地元での説明会を開催するなどの取組が行われております。

(保健福祉部長戸田光昭君登壇)

◎保健福祉部長(戸田光昭君) お答えいたします。

甲状腺検査サポート事業対象者の医療機関の窓口負担につきましては、医療費負担の軽減を図るという観点から、窓口での負担解消に向け、関係機関と調整をしているところです。

次に、甲状腺検査サポート事業の対象者に対する事業の周知につきましては、子ども医療費無償化の対象とならない年齢に達した方が甲状腺検査後の治療等による経済的負担への支援を受けられることについて、診療を行う医療機関を通じて知らせるほか、甲状腺検査の対象者へ広報物を送付することにより引き続き周知してまいります。

次に、県民の意識調査につきましては、これまでも県民健康調査検討委員会において甲状腺検査についての議論を行ってきたことから、今後の検討委員会での議論を踏まえながら判断してまいります。

次に、甲状腺検査の学校検査につきましては、各教育委員会や各学校の協力により学校施設内で実施しており、来年度から実施する五回目の甲状腺検査においても、引き続き学校での検査を行う予定となっております。

(商工労働部長金成孝典君登壇)

◎商工労働部長(金成孝典君) お答えいたします。

廃炉関連産業の集積につきましては、これまでの地元企業の参入に向けた商談会のほか、コーディネーターによるマッチングや地元企業の技術力向上への支援等を通して集積に取り組んでまいります。

次に、福島ロボットテストフィールドの大水槽工事で発生したひび割れと傾きの再発防止につきましては、今回発生した事象を庁内関係部署と情報共有し、今後の工事に生かしてまいります。

次に、大水槽工事のひび割れと傾きの検証につきましては、設計と工事か

ら独立し、中立的な立場で工事監督業務を行うコンストラクションマネジャーが県とともに学識者への意見聴取を行ったものであります。

次に、地中熱ヒートポンプの普及に向けた導入コストの削減につきまして、事業化支援を行うエネルギー・エージェンシーふくしまと連携しながら、関連技術の研究開発を支援することにより導入コストの削減に取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギー関連研究開発事業の補助金申請につきましては、事業者単独で行うものや研究機関連携型のものなどがあり、研究機関連携型については、研究機関からの共同研究等の承認を事業者に求めているところであります。

次に、再生可能エネルギー関連技術実証研究支援事業につきましては、昨年度までの二年間の補助累計額は約七億六千万円であり、ドローン活用による太陽光発電設備診断事業など実用化、事業化が進んでいるところであります。

次に、エネルギー・エージェンシーふくしまにつきましては、県内企業のネットワーク構築、事業化、販路拡大、海外展開等の支援を通じて、県内企業と欧州企業との販売代理店契約締結などの成果が現れているところであります。

（農林水産部長松崎浩司君登壇）

◎農林水産部長（松崎浩司君）お答えいたします。

森林経営管理法に基づく森林の伐採につきましては、市町村が定める森林整備計画に基づき、適切な伐採が行われることとなります。

次に、森林経営管理法に基づく再造林につきましては、市町村の管理計画により、市町村から委託を受けた林業経営者が実施することとなります。

次に、国有林の保護樹帯につきましては、伐採契約の対象とはならず、伐

採が制限されております。

次に、国有林の樹木採取区における再造林につきましては、国の責任で樹木採取権者に植栽作業を行わせることとされております。

次に、国有林の皆伐につきましては、一か所の伐採面積の上限を定める国の指針に基づき、適切に実施されるものと考えております。

次に、自家増殖の制限につきましては、国から改正内容が示されていないことから、農業者への影響を把握することが困難であり、引き続き情報収集に努めてまいります。

次に、在来種の自家増殖につきましては、在来種は種苗法に基づき品種登録された品種または種苗ではないことから、制限を受けないものと考えております。

次に、漁業権の優先順位の規定廃止につきましては、本県では既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用しており、免許の継続が見込まれることから、影響はないものと考えております。

次に、漁業者委員の選任につきましては、漁業法の規定に基づき、漁業者及び漁業者が組織する団体等からの候補者推薦を尊重し、選任いたします。

次に、日米貿易協定の影響につきましては、最大農業全体で十六・九億円、うち牛肉で八・九億円、豚肉で三・二億円、本県の生産額が減少すると試算されます。

次に、検疫探知犬の配置につきましては、全国知事会を通じ、検疫業務を所管する国に対して地方の空港等への常時配置と大幅な増頭を要望しております。

(土木部長猪股慶藏君登壇)

◎土木部長(猪股慶藏君)お答えいたします。

二月補正予算による治水対策につきましては、台風第十九号等による災害

を踏まえ、甚大な被害が発生した河川において改良復旧事業に着手するとともに、緊急に対応が必要となった箇所について河川改修を実施してまいります。

次に、台風第十九号等による河川の被災原因につきましても、異常な降雨による洪水が河川の流下能力を上回ったことが堤防の決壊などにつながったものと考えております。

次に、県管理河川の堤防の高さの点検につきましては、河川巡視等の際に目視により異常の有無を確認しております。

次に、県管理河川の堤防内部の調査につきましては、堤防が決壊した箇所などにおいて地質調査を実施し、その結果を踏まえて堤防の補強などを行うつてまいります。

次に、河道掘削や樹木の除去に関する維持管理の実施計画につきましては、河道掘削等について、出水等により変化する河川の状況を把握しながら適切に実施してまいります。

次に、河川整備計画の見直しにつきましては、河川整備計画はおおむね三十年後の整備目標と改修内容などを示した計画であり、必要な財源の確保に努めながら計画的に河川整備を推進してまいります。

次に、夏井川の河口閉塞と堤防決壊の因果関係につきましては、堤防の復旧工法等を検討するための夏井川堤防技術検討会の中で決壊の原因を検証してまいります。

次に、いわき市内の県管理河川の河道掘削と樹木の除去につきましては、現地の状況を把握しながら夏井川などにおいて実施してまいります。

次に、新川の堤防の調査につきましては、堤防の補強やかさ上げの検討に当たり、必要な調査を実施してまいります。

次に、好間川と支川である洪井川の合流部における対策につきましては、

豪雨時に好間川から渋井川に逆流しないよう施設の整備を検討してまいります。

次に、好間川と支川である金子沢の合流部における浸水被害につきましては、豪雨により好間川の水位が上昇し、金子沢に逆流したことが原因と考えており、応急対策を行うとともに、逆流を防止する施設の整備を検討してまいります。

次に、高柴ダムの貯水とその上流における鮫川の堤防決壊の因果関係につきましても、鮫川の堤防の決壊は決壊箇所の上流で越水した洪水により発生したものと考えております。

次に、浸水被害の軽減に向けた市町村との連携につきましては、方部ごとの水災害対策協議会において課題や対応についての共有を図ってまいります。

（避難地域復興局長安齋浩記君登壇）

◎避難地域復興局長（安齋浩記君）お答えいたします。

福島十二市町村の将来像の提言における人口見直しにつきましては、三十年から四十年後の地域の姿として、帰還人口に加え、新しい住民が増加するケースなど複数想定し、示されたものであります。

今後も国や市町村と連携しながら、生活環境の整備などにより帰還や移住等を促進し、将来像の実現に向け取り組んでまいる考えであります。

（こども未来局長佐々木秀三君登壇）

◎こども未来局長（佐々木秀三君）お答えいたします。

保育所等の食材料費につきましては、保育の実施主体が市町村であることから、保育サービスと負担の在り方については市町村が判断すべきものと考えております。

（教育長鈴木淳一君登壇）

◎教育長（鈴木淳一君）お答えいたします。

放射線副読本に記載された放射性物質の放出量につきましては、内閣府をはじめとする関係省庁が作成した放射線リスクに関する基礎的情報に基づいているものと認識しております。

次に、公立小中学校の通学路につきましては、関係機関等と連携して安全点検を行い、各家庭に危険箇所を周知するとともに、改善の取組を進めているところでもあります。

今後とも、浸水の想定なども含めた地域安全マップを活用し、児童生徒自身が危険を予測し、回避できるよう、安全教育の充実に努めてまいります。

次に、生徒数の減少により活動が困難となる部活動につきましては、それぞれの学校が見直しを模索している中で他校との合同チームによる継続などの事例も見られるところであります。

引き続き、生徒や保護者等の意見を聞きながら丁寧に進めるよう指導してまいります。